

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第366号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表に掲げる部分を除き開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成20年4月1日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成20年4月（又は平成20年3月末）現在の東広島地域事務所建設局竹原支局長（以下「竹原支局長」という。）の事務引継書（以下「本件対象文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第10条第2号、第3号、第5号及び第6号に該当する情報を不開示とした行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成20年4月16日付け東広建竹第28号で異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成20年5月18日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、不開示とされた懸案事項の記述（以下「本件不開示部分」という。）について、適正に開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、平成15年7月7日付け指令東広建竹第19号による不許可処分の処分庁である東広島地域事務所長（〇〇支局長を含む。）が、裁量権を濫用した違法な処分を強行したことを隠匿するために、本件対象文書に記載された懸案事項の記述を全て開示しなかった不当な処分である。

当該不許可処分の理由として公文書に明記されたのは、「近くに橋があり、進入路もあることから橋の設置については、必要不可欠性が認められない。単

に利便性が向上するなどの理由では、許可できない。」というものである。しかし、当該理由は所轄部署の〇〇支局長が捏造した法的根拠の全くない著しい裁量権の濫用によるものであり、再審査庁の国土交通大臣は、平成 18 年 8 月 22 日付け国河政第 225 号の裁決書をもって、違法な処分であった「平成 15 年 7 月 7 日付け指令東広建竹第 19 号による不許可処分」を取り消す旨の裁決を行った。

その後、竹原支局長は、全く同一の橋梁設置申請書に対して、処分の理由を当初とは違う内容に書き換えるだけの手法で平成 19 年 5 月 8 日付け指令東広建竹第 38 号による再度の不許可処分を強行するなど、裁量権の濫用は際限なく続いている。公務員としてあるまじき著しい裁量権の濫用による違法な処分を強行したことを隠匿するため不当な本件処分を強行したものであり嚴重に抗議する。

このことから、真に不開示とすべき個人情報などの一部の記載事項を除き、組織的に裁量権を濫用した「平成 15 年 7 月 7 日付け指令東広建竹第 19 号による不許可処分など」に関する記述を含め、本件不開示部分を適正に開示するよう要求する。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 平成 20 年度組織・人員状況の増減要因等について

東広島地域事務所建設局竹原支局（以下「竹原支局」という。）各課の人員数に関して、平成 19 年度と平成 20 年度を比較し、その増減要因等を具体的に記載したものである。

この情報が公にされれば、人員を増減するに当たっての内部的な基準等が推測されることにより、例えば、各部署がその基準等を踏まえ人員減につながると考えられる関係情報を人事当局に報告しないなど、人事管理に係る事務に関し、公平かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 10 条第 6 号に該当すると判断し、不開示とした。

2 主要事業・懸案事項について

平成 20 年 2 月又は 3 月時点における竹原支局の主要事業・懸案事項に係る課題や処理方針等をまとめたものである。

まず、この項目の中には、その記載内容から特定の個人が識別され得る情報が含まれており、これらの情報は、条例第 10 条第 2 号の不開示情報に該当すると判断し、不開示とした。

また、この項目の中には、事業者の名称等が含まれているが、当該事業者は県が指導を行うべき相手方であり、この情報が公になれば、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第 10 条第 3 号の不開示情報に該当すると判断し、不開示とした。

そして、事業概要や課題、経過、問題点、処理方針等については、当機関内部における検討途中の段階の情報であり、未成熟なものも含まれており、公にすることにより、懸案事項や課題として当機関が認識していることやその内容を知った当該事項の関係者が当機関に追及等を行うなど、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、条例第10条第5号の不開示情報に該当すると判断し、不開示とした。

なお、この項目の一部については、公にすることにより、記載されている課題や処理方針等が明らかとなること及び関係者が関係機関に追及等を行うことによって、当機関の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第10条第6号の不開示情報に該当すると判断し、不開示とした。

以上のとおり、本件対象文書について、条例第10条第2号、第3号、第5号及び第6号の不開示情報に該当する部分を不開示とした本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 条例第10条第2号、第3号、第5号及び第6号の不開示情報について

ア 条例第10条第2号について

条例第10条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

イ 条例第10条第3号について

条例第10条第3号本文は、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である認められる情報」については、同号本文に該当するものであつ

ても開示しなければならない旨規定している。

ここで、「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、例えば、「開示することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等に支障があるおそれがあるもの」のような情報などをいう。

ウ 条例第 10 条第 5 号について

条例第 10 条第 5 号では、「県の機関（中略）の内部又は相互間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とする旨規定している。

ここで、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」のある情報とは、次のようなものである。

- (ア) 公にすることにより、外部からの圧力、干渉等によって率直な意見の交換が不当に妨げられたり、中立的な意思決定ができなくなるもの
- (イ) 未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報であって、公にすることにより、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの
- (ウ) 公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるもの

また、「不当に」とは、審議、検討、協議、調査研究等に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報については、公にすることによる利益と公にすることによって生じる支障とを比較衡量した上で、公にすることの公益性を考慮しても、なお、その支障が重大で放置することができない程度のものである場合をいうものである。

エ 条例第 10 条第 6 号について

条例第 10 条第 6 号では、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とする旨規定している。

- (ア) 監査、検査、取締り、許可、認可、徴税又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- (イ) 契約、入札、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ（以下略）

なお、「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質

的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならない。

(2) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分は、「懸案事項」等の様式に記載され、当該様式は、竹原支局の建設総務課、事業調整班、維持管理課、工務課、仁賀ダム建設事業所の順に編てつされていた。

また、実施機関は、当該様式の表題部、様式中の「番号」、「事項」、「経緯」、「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の各項目名並びに担当課（係）及び年月等を開示しているのみで、それ以外の部分は全て不開示としている。

ところで、条例第 11 条第 1 項の規定によれば、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、当該行政文書の開示をしなければならない」とされている。

また、条例第 7 条第 3 項の規定によれば、「実施機関は、（中略）開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない」とされ、これは、通知書に、行政文書を開示しない理由（該当条項の明示を含む。）等を具体的かつ簡潔に記載することを実施機関に義務付けたものである。

しかしながら、本件処分において、実施機関は、様式における表題部及び項目名並びに担当課（係）等以外は全て不開示としながら、本件処分に係る通知書に開示しない部分及び理由を包括的に記載しているため、個別具体的に本件不開示部分のうちどの部分がどのような理由で条例第 10 条各号に該当するのか明らかにされているとはいえない。

そこで、当審査会において、実施機関に改めて確認し、本件不開示部分の不開示理由及び範囲を個別に見分したところ、別表に掲げる部分については、同表に掲げる理由により、条例第 10 条各号の不開示情報に該当する情報であると認められ、実施機関が不開示としたことは妥当であるが、同表に掲げる部分以外の部分については、同条各号のいずれの不開示情報にも該当すると認められないため、開示すべきである。

2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

3 結論

以上により、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

上記1（2）に記載したとおり，本件処分に係る通知書の開示しない部分及び理由の記載内容は，条例第7条第3項の趣旨を踏まえると必ずしも十分とはいえないことから，実施機関においては，今後，開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは，通知書に開示しない部分及び理由を具体的かつ簡潔に記載すべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は，別記のとおりである。

別表 当審査会において不開示が妥当であると判断する部分

文書区分 （「担当 課」等）	欄 （項目名 等）	不開示が妥当で あると判断する 部分	不開示が妥当であると判断する理由 （条例第 10 条各号該当性）
事業調整 班（4 ペ ー ジ 目 （表紙ペ ー ジを除 く。以下 同じ。））	問題点 処理事項 （方針）	1 行目から 4 行 目まで（見出し符 号を除く。以下同 じ。） 1 行目から 8 行 目まで	「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。
事業調整 班（5 ペ ー ジ目）	問題点 処理事項 （方針）	1 行目及び 2 行 目並びに 13 行目 から 16 行目まで 1 行目から 16 行 目まで	同上
維持管理 課（1 ペ ー ジ目）	問題点 処理事項 （方針）	1 行目から 6 行 目まで 1 行目から 9 行 目まで	「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。 「処理事項（方針）」欄の処理方針等に関する記述は、公にすることにより、交渉事務の当事者としての地位を不当に害するおそれや相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第 6 号に該当するものと認められる。
維持管理 課（2 ペ ー ジ目）	問題点	2 行目及び 3 行 目	「問題点」欄の課題認識等に関する記述は、公にすることにより、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。また、公にすることにより、交渉事務の当事者としての地位を不当に害するおそれや相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第 6 号に該当するものと認められる。
維持管理 課（4 ペ ー ジ目）	問題点 処理事項	1 行目から 3 行 目まで 1 行目から 7 行	「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそ

文書区分 （「担当 課」等）	欄 （項目名 等）	不開示が妥当で あると判断する 部分	不開示が妥当であると判断する理由 （条例第 10 条各号該当性）
	(方針)	目まで	れ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。
維持管理 課（6 ペ ージ目）	経緯	1 行目から 4 行 目まで	「経緯」欄の記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。
維持管理 課（7 ペ ージ目）	事項	3 行目 2 文字目 から 5 文字目ま で	「事項」欄の個人に関する記述は、特定の個人を識別することができる情報であるため、第 2 号に該当するものと認められる。
維持管理 課（8 ペ ージ目）	問題点 処理事項 （方針）	1 行目から 14 行 目まで 1 行目から 4 行 目まで及び 6 行 目から 9 行目ま で	「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、また、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。さらに、交渉事務の当事者としての地位を不当に害するおそれや相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第 6 号に該当するものと認められる。
維持管理 課（9 ペ ージ目）	経緯	1 行目 8 文字目 から 13 文字目ま で、2 行目 1 文字 目から 18 文字目 まで、4 行目 12 文 字目から 17 文字 目まで、12 行目 14 文字目から 19 文 字目まで、16 行目 5 文字目から 11 文字目まで、19 行 目 8 文字目から 14 文字目まで、21 行目 6 文字目か ら 11 文字目まで	「経緯」欄の特定の法人に関する記述は、当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、第 3 号に該当するものと認められる。 「経緯」、「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の地名、課題認識、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。

文書区分 （「担当 課」等）	欄 （項目名 等）	不開示が妥当で あると判断する 部分	不開示が妥当であると判断する理由 （条例第 10 条各号該当性）
	問題点 処理事項 （方針）	及び 13 文字目から 18 文字目まで並びに 23 行目及び 24 行目 1 行目から 14 行目まで 1 行目から 11 行目まで	
維持管理 課（10 ページ目）	経緯	2 行目 4 文字目から 17 文字目まで、3 行目 1 文字目から 8 文字目まで、4 行目 6 文字目から 15 文字目まで、5 行目 5 文字目から 11 文字目まで、6 行目 9 文字目から 17 文字目まで、7 行目 1 文字目から 10 文字目まで、8 行目 3 文字目から 10 文字目まで及び 15 文字目から 21 文字目まで、9 行目 5 文字目から 11 文字目まで、10 行目 8 文字目から 14 文字目まで、11 行目 4 文字目から 14 文字目まで、12 行目 1 文字目から 10 文字目まで、13 行目 6 文字目から 14 文字目まで、14 行目 5 文字目から 11 文字目まで、15 行目 6 文字目から 14 文字目まで、16 行目 1 文字目から 10 文字目まで、17	<p>「経緯」欄の特定の法人に関する記述は、当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、第 3 号に該当するものと認められる。</p> <p>「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。</p>

文書区分 （「担当 課」等）	欄 （項目名 等）	不開示が妥当で あると判断する 部分	不開示が妥当であると判断する理由 （条例第 10 条各号該当性）
	問題点 処理事項 （方針）	行目 9 文字目から 18 文字目まで、18 行目 1 文字目から 10 文字目まで、19 行目 1 文字目から 9 文字目まで、20 行目 10 文字目から 19 文字目まで、21 行目 1 文字目から 10 文字目まで、22 行目 12 文字目から 20 文字目まで、23 行目 1 文字目から 10 文字目まで、24 行目 10 文字目から 19 文字目まで並びに 25 行目 1 文字目から 10 文字目まで 5 行目から 13 行目まで 1 行目から 3 行目まで	
維持管理 課（11 ページ目）	経緯 問題点	1 行目 1 文字目から 11 文字目まで、2 行目 16 文字目から 3 行目 8 文字目まで、5 行目 1 文字目から 10 文字目まで、8 行目 1 文字目から 9 文字目まで及び 11 行目 1 文字目から 9 文字目まで 1 行目から 6 行目まで	「経緯」欄の特定の法人に関する記述は、当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、第 3 号に該当するものと認められる。 「経緯」及び「問題点」欄の地名、課題認識等に関する記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。
工務課 （工務第 1 係）（1 ページ）	経緯	3 行目 19 文字目及び 20 文字目、4 行目 19 文字目及び 20 文字目、	「経緯」欄の個人に関する記述は、特定の個人を識別することができる情報であるため、第 2 号に該当するものと認められる。

文書区分 （「担当 課」等）	欄 （項目名 等）	不開示が妥当で あると判断する 部分	不開示が妥当であると判断する理由 （条例第 10 条各号該当性）
目)	問題点 処理事項 （方針）	19 行目 1 文字目 から 4 文字目ま で、20 行目 1 文 字目から 5 文字 目まで並びに 21 行目 1 文字目か ら 10 文字目まで 4 行目から 6 行 目まで 1 行目から 4 行 目まで	「経緯」、「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、交渉事務の当事者としての地位を不当に害するおそれや相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第 6 号に該当するものと認められる。 「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、第 5 号に該当する。
工務課 （工務第 1 係）（2 ページ 目）	問題点 処理事項 （方針）	2 行目から 5 行 目まで及び 6 行 目 1 文字目から 5 文字目まで 2 行目、4 行目 及び 5 行目	「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、交渉事務の当事者としての地位を不当に害するおそれや相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第 6 号に該当するものと認められる。 「問題点」欄における特定の法人に関する記述は、当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、第 3 号に該当するものと認められる。 「処理事項（方針）」欄の個人に関する記述は、特定の個人を識別することができる情報であるため、第 2 号に該当するものと認められる。また、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、第 5 号に該当する。
工務課 （工務第 1 係）（3 ページ 目）	経緯 問題点 処理事項 （方針）	4 行目 4 文字目 及び 5 文字目、 10 文字目及び 11 文字目、16 文字 目及び 17 文字目 7 行目から 12 行 目まで及び 14 行 目から 17 行目ま で 5 行目から 10 行 目まで及び 13 行	「経緯」及び「問題点」欄の個人に関する記述は、特定の個人を識別することができる情報であるため、第 2 号に該当するものと認められる。 「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該

文書区分 （「担当 課」等）	欄 （項目名 等）	不開示が妥当で あると判断する 部分	不開示が妥当であると判断する理由 （条例第 10 条各号該当性）
		目から 16 行目まで	当するものと認められる。
工務課 （工務第 1 係）（4 ページ 目）	経緯 問題点 処理事項 （方針）	3 行目 19 文字目 及び 20 文字目 1 行目から 5 行 目まで 1 行目及び 2 行 目	「経緯」及び「問題点」欄の個人に関する記述は、特定の個人を識別することができる情報であるため、第 2 号に該当するものと認められる。 「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、交渉事務の当事者としての地位を不当に害するおそれや相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第 6 号に該当するものと認められる。
工務課 （工務第 1 係）（5 ページ 目）	経緯 問題点 処理事項 （方針）	3 行目 19 文字目 及び 20 文字目並 びに 4 行目 19 文 字目 3 行目 6 文字目 から 21 文字目ま で 2 行目及び 3 行 目	「経緯」及び「問題点」欄の個人に関する記述は、特定の個人を識別することができる情報であるため、第 2 号に該当するものと認められる。 「処理事項（方針）」欄の処理方針等に関する記述は、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。また、交渉事務の当事者としての地位を不当に害するおそれや相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第 6 号に該当するものと認められる。
工務課 （工務第 1 係）（6 ページ 目）	経緯 問題点	3 行目 14 文字目 から 18 文字目ま で、4 行目 14 文 字目から 16 文字 目まで並びに 5 行目 14 文字目及 び 15 文字目 5 行目 8 文字目 及び 9 文字目	「経緯」及び「問題点」欄の個人に関する記述は、特定の個人を識別することができる情報であるため、第 2 号に該当するものと認められる。
工務課 （工務第 1 係）（7 ページ 目）	経緯	4 行目 4 文字目 及び 5 文字目、 10 文字目及び 11 文字目並びに 16 文字目及び 17 文	「経緯」及び「問題点」欄の個人に関する記述は、特定の個人を識別することができる情報であるため、第 2 号に該当するものと認められる。

文書区分 （「担当 課」等）	欄 （項目名 等）	不開示が妥当で あると判断する 部分	不開示が妥当であると判断する理由 （条例第 10 条各号該当性）
	問題点 処理事項 （方針）	字目 5 行目から 14 行 目まで 1 行目から 3 行 目まで及び 5 行 目	<p>「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。</p> <p>「問題点」欄の課題認識等に関する記述は、公にすることにより、交渉事務の当事者としての地位を不当に害するおそれや相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第 6 号に該当するものと認められる。</p>
工務課 （工務第 1 係）（8 ページ 目）	経緯 問題点 処理事項 （方針）	4 行目 4 文字目 から 8 文字目ま で、13 文字目及 び 14 文字目、11 行目 20 文字目及 び 21 文字目、12 行目 18 文字目か ら 22 文字目まで 2 行目から 4 行 目まで並びに 11 行目及び 12 行目 1 行目、2 行目 及び 4 行目	<p>「経緯」及び「問題点」欄の個人に関する記述は、特定の個人を識別することができる情報であるため、第 2 号に該当するものと認められる。</p> <p>「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。また、公にすることにより、交渉事務の当事者としての地位を不当に害するおそれや相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第 6 号に該当するものと認められる。</p>
工務課 （工務第 1 係）（9 ページ 目）	経緯 問題点	3 行目 22 文字目 及び 23 文字目、 4 行目 22 文字目 及び 23 文字目並 びに 43 文字目及 び 44 文字目並び に 5 行目 18 文字 目から 22 文字目 まで 1 行目から 16 行 目まで及び 18 行	<p>「経緯」欄の個人に関する記述は、特定の個人を識別することができる情報であるため、第 2 号に該当するものと認められる。</p> <p>「問題点」欄の特定の法人に関する記述は、当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、第 3 号に該当するものと認められる。</p> <p>「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。また、公にすることにより、交渉事務の当事者としての地位を不当に害するおそれや相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第 6 号に該当するものと認められる。</p>

文書区分 （「担当 課」等）	欄 （項目名 等）	不開示が妥当で あると判断する 部分	不開示が妥当であると判断する理由 （条例第 10 条各号該当性）
	処理事項 （方針）	目から 23 行目まで 1 行目から 13 行 目まで及び 15 行 目から 18 行目ま で	ことにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。
工 務 課 （工 務 第 1 係）（10 ペ ー ジ 目）	経緯	3 行目 20 文字目 及び 21 文字目	「経緯」欄の個人に関する記述は、特定の個人を識別することができる情報であるため、第 2 号に該当するものと認められる。
工 務 課 （工 務 第 1 係）（11 ペ ー ジ 目）	問題点 処理事項 （方針）	10 行目から 12 行 目まで、14 行目 及び 15 行目並び に 16 行目 1 文字 目から 5 文字目 まで 5 行目から 8 行 目まで	「問題点」欄の個人に関する記述は、特定の個人を識別することができる情報であるため、第 2 号に該当するものと認められる。また、特定の法人に関する記述は、当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、第 3 号に該当するものと認められる。 「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。また、公にすることにより、交渉事務の当事者としての地位を不当に害するおそれや相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第 6 号に該当するものと認められる。
工 務 課 （工 務 第 1 係）（12 ペ ー ジ 目）	問題点 処理事項 （方針）	5 行目から 9 行 目まで、11 行 目、13 行目及び 14 行目並びに 17 行目から 21 行目 まで 5 行目から 12 行 目まで及び 15 行 目から 17 行目ま で	「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。
工 務 課	経緯	4 行目 7 文字目	「経緯」、「問題点」及び「処理事項（方針）」

文書区分 （「担当 課」等）	欄 （項目名 等）	不開示が妥当で あると判断する 部分	不開示が妥当であると判断する理由 （条例第 10 条各号該当性）
（工務第 1 係）（13 ページ 目）	問題点 処理事項 （方針）	から 17 文字目ま で 5 行目から 8 行 目まで及び 10 行 目 2 行目及び 3 行 目並びに 5 行目 から 8 行目まで	欄の課題認識，処理方針等に関する記述は，公にすることにより，今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え，若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため，第 5 号に該当するものと認められる。
工務課 （工務第 1 係）（14 ページ 目）	経緯 問題点 処理事項 （方針）	上から 4 欄目 2 行目 9 文字目及 び 10 文字目 上から 1 欄目 2 行目 21 文字目か ら 4 行目 9 文字 目まで，上から 3 欄目 3 行目及 び上から 4 欄目 1 行目 上から 1 欄目 2 行目及び 3 行 目，上から 2 欄 目 1 行目から 3 行目まで，上か ら 3 欄目 2 行目 並びに上から 4 欄目 1 行目から 3 行目まで	「経緯」及び「問題点」欄の個人に関する記述は，特定の個人を識別することができる情報であるため，第 2 号に該当するものと認められる。 「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識，処理方針等に関する記述は，公にすることにより，今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え，若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため，第 5 号に該当するものと認められる。また，公にすることにより，交渉事務の当事者としての地位を不当に害するおそれや相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，第 6 号に該当するものと認められる。
工務課 （工務第 1 係）（15 ページ 目）	問題点 処理事項 （方針）	上から 1 欄目 1 行目並びに上か ら 4 欄目 4 行目 及び 5 行目 上から 1 欄目 2 行目及び上から 4 欄目 2 行目	「問題点」欄の個人に関する記述は，特定の個人を識別することができる情報であるため，第 2 号に該当するものと認められる。 「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識，処理方針等に関する記述は，公にすることにより，今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え，若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため，第 5 号に該当するものと認められる。また，公にすることにより，交渉事務の当事者としての地位を不当に害するおそれや相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に

文書区分 （「担当 課」等）	欄 （項目名 等）	不開示が妥当で あると判断する 部分	不開示が妥当であると判断する理由 （条例第 10 条各号該当性）
			支障を及ぼすおそれがあるため、第 6 号に該当するものと認められる。
工 務 課 （工 務 第 1 係）（16 ペ ー ジ 目）	問題点	1 行目 7 文字目 から 2 行目まで	「問題点」欄の特定の団体に関する記述は、当該団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、第 3 号に該当するものと認められる。また、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。
工 務 課 （工 務 第 1 係）（17 ペ ー ジ 目）	問題点 処理事項 （方針）	2 行目 5 文字目 から 20 文字目 まで、7 行目 から 10 行目 まで、14 行 目及び 15 行 目並びに 18 行目及び 19 行目 1 行目から 3 行 目まで、5 行 目 15 文字目から 31 文字目まで、7 行目から 9 行 目 まで及び 12 行 目 から 14 行目まで	「問題点」欄の特定の法人に関する記述は、当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、第 3 号に該当するものと認められる。 「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。 「処理事項（方針）」欄の処理方針等に関する記述は、公にすることにより、交渉事務の当事者としての地位を不当に害するおそれや相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第 6 号に該当するものと認められる。
工 務 課 （工 務 第 2 係）（1 ペ ー ジ 目）	問題点 処理事項 （方針）	1 行目から 10 行 目まで 1 行目から 18 行 目まで	「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の個人に関する記述は、特定の個人を識別することができる情報であるため、第 2 号に該当するものと認められる。また、課題認識、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすお

文書区分 （「担当 課」等）	欄 （項目名 等）	不開示が妥当で あると判断する 部分	不開示が妥当であると判断する理由 （条例第 10 条各号該当性）
			<p>それがあるため、第 5 号に該当するものと認められるとともに、公にすることにより、交渉事務の当事者としての地位を不当に害するおそれや相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第 6 号に該当するものと認められる。</p>
工務課 （工務第 2 係）（2 ページ 目）	問題点 処理事項 （方針）	1 行目から 3 行 目まで 1 行目から 4 行 目まで	<p>「問題点」欄の特定の法人に関する記述は、当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、第 3 号に該当するものと認められる。</p> <p>「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。</p> <p>「処理事項（方針）」欄の処理方針等に関する記述は、公にすることにより、交渉事務の当事者としての地位を不当に害するおそれや相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第 6 号に該当するものと認められる。</p>
工務課 （工務第 2 係）（3 ページ 目）	問題点 処理事項 （方針）	上から 1 欄目 1 行目から 3 行目 まで及び上から 2 欄目 2 行目か ら 5 行目まで 上から 1 欄目 1 行目から 8 行目 まで及び上から 2 欄目 2 行目か ら 5 行目まで	<p>「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。</p>
工務課 （工務第 2 係）（4 ページ 目）	問題点 処理事項 （方針）	1 行目から 4 行 目まで 1 行目から 4 行 目まで	<p>「問題点」欄の個人に関する記述は、特定の個人を識別することができる情報であるため、第 2 号に該当するものと認められる。</p> <p>「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識、処理方針等に関する記述は、公にする</p>

文書区分 （「担当 課」等）	欄 （項目名 等）	不開示が妥当で あると判断する 部分	不開示が妥当であると判断する理由 （条例第 10 条各号該当性）
			<p>ことにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。また、公にすることにより、交渉事務の当事者としての地位を不当に害するおそれや相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第 6 号に該当するものと認められる。</p>
工務課 （工務第 2 係）（5 ページ 目）	問題点 処理事項 （方針）	上から 1 欄目 1 行目から 4 行目 まで 上から 1 欄目 1 行目から 3 行目 まで	同上
工務課 （工務第 2 係）（6 ページ 目）	経緯 問題点 処理事項 （方針）	6 行目 6 文字目 及び 7 文字目並 びに 7 行目 7 文 字目から 10 文字 目まで 4 行目及び 5 行 目 3 行目及び 4 行 目	<p>「経緯」及び「問題点」欄の個人に関する記述は、特定の個人を識別することができる情報であるため、第 2 号に該当するものと認められる。</p> <p>「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。また、公にすることにより、交渉事務の当事者としての地位を不当に害するおそれや相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第 6 号に該当するものと認められる。</p>
工務課 （工務第 2 係）（7 ページ 目）	問題点 処理事項 （方針）	上から 1 欄目 1 行目及び 2 行目 並びに上から 2 欄目 1 行目から 4 行目まで 上から 1 欄目 1 行目から 3 行目 まで及び上から	<p>「問題点」欄の個人に関する記述は、特定の個人を識別することができる情報であるため、第 2 号に該当するものと認められる。</p> <p>「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど</p>

文書区分 （「担当 課」等）	欄 （項目名 等）	不開示が妥当で あると判断する 部分	不開示が妥当であると判断する理由 （条例第 10 条各号該当性）
		2 欄目 1 行目	不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。また、公にすることにより、交渉事務の当事者としての地位を不当に害するおそれや相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第 6 号に該当するものと認められる。
工 務 課 （工務第 2 係）（8 ペー ジ 目）	問題点 処理事項 （方針）	上から 1 欄目 1 行目及び 2 行目 並びに上から 2 欄目 1 行目 上から 1 欄目 1 行目及び上から 2 欄目 2 行目	「問題点」欄の特定の法人に関する記述は、当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、第 3 号に該当するものと認められる。 「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。
工 務 課 （工務第 2 係）（9 ペー ジ 目）	経緯 問題点	上から 1 欄目 3 行目 1 文字目か ら 6 文字目まで 及び 5 行目 7 文 字目から 12 文字 目まで 上から 1 欄目 1 行目から 3 行目 まで、上から 3 欄目 1 行目から 3 行目まで並び に上から 4 欄目 1 行目及び 2 行 目	「経緯」及び「問題点」欄の個人に関する記述は、特定の個人を識別することができる情報であるため、第 2 号に該当するものと認められる。 「問題点」欄の課題認識等に関する記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。また、公にすることにより、交渉事務の当事者としての地位を不当に害するおそれや相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第 6 号に該当するものと認められる。
工 務 課 （工務第 2 係）（10 ペー ジ 目）	問題点	上から 1 欄目 1 行目から 8 行目 まで並びに上か ら 2 欄目 1 行目 及び 2 行目	「問題点」欄の個人に関する記述は、特定の個人を識別することができる情報であるため、第 2 号に該当するものと認められる。 「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の特

文書区分 （「担当 課」等）	欄 （項目名 等）	不開示が妥当で あると判断する 部分	不開示が妥当であると判断する理由 （条例第 10 条各号該当性）
	処理事項 （方針）	上から 1 欄目 1 行目から 4 行目 まで及び上から 2 欄目 1 行目か ら 4 行目まで	定の法人に関する記述は、当該法人に関する 情報であって、公にすることにより、当該法人 の権利、競争上の地位その他正当な利益を害 するおそれがあるため、第 3 号に該当するも のと認められる。また、課題認識、処理方針等 に関する記述は、公にすることにより、今後の 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性 が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な 理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混 乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に 利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ があるため、第 5 号に該当するものと認めら れるとともに、公にすることにより、交渉事務 の当事者としての地位を不当に害するおそれ や相手方との信頼関係を損なうなど今後の事 務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ があるため、第 6 号に該当するものと認め られる。
工務課 （港湾建 設係）（1 ページ 目）	問題点 処理事項 （方針）	1 行目から 9 行 目まで 1 行目から 10 行 目まで	「問題点」欄の特定の法人に関する記述は、 当該法人に関する情報であって、公にすること により、当該法人の権利、競争上の地位その 他正当な利益を害するおそれがあるため、第 3 号に該当するものと認められる。 「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課 題認識、処理方針等に関する記述は、公にす ることにより、今後の率直な意見の交換若し くは意思決定の中立性が不当に損なわれるお それ、県民に不正確な理解や誤解を与えるな ど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ 又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは 不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に 該当するものと認められる。
工務課 （港湾建 設係）（3 ページ 目）	問題点 処理事項 （方針）	1 行目及び 2 行 目並びに 12 行目 4 行目及び 5 行 目	「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課 題認識、処理方針等に関する記述は、公にす ることにより、今後の率直な意見の交換若し くは意思決定の中立性が不当に損なわれるお それ、県民に不正確な理解や誤解を与えるな ど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ 又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは 不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に 該当するものと認められる。
工務課 （港湾建 設係）（4 ページ 目）	処理事項 （方針）	1 行目及び 2 行 目	「処理事項（方針）」欄の処理方針等に関 する記述は、公にすることにより、今後の率 直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が 不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理 解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混 乱を生

文書区分 （「担当 課」等）	欄 （項目名 等）	不開示が妥当で あると判断する 部分	不開示が妥当であると判断する理由 （条例第 10 条各号該当性）
			じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。
工務課 （港湾建設係）（5 ページ目）	経緯 問題点 処理事項 （方針）	3 行目から 9 行 目まで 1 行目から 9 行 目まで 1 行目から 9 行 目まで	「経緯」及び「問題点」欄の個人に関する記述は、特定の個人を識別することができる情報であるため、第 2 号に該当するものと認められる。 「経緯」、「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。 「経緯」欄の課題認識等の記述は、公にすることにより、交渉事務の当事者としての地位を不当に害するおそれや相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第 6 号に該当するものと認められる。
工務課 （港湾建設係）（6 ページ目）	処理事項 （方針）	1 行目から 5 行 目まで	「処理事項（方針）」欄の個人に関する記述は、特定の個人を識別することができる情報であるため、第 2 号に該当するものと認められる。また、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。
工務課 （港湾建設係）（7 ページ目）	問題点 処理事項 （方針）	1 行目から 3 行 目まで 1 行目から 4 行 目まで	「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。
工務課 （港湾建設係）（8	問題点	2 行目及び 3 行 目	「問題点」欄の個人に関する記述は、特定の個人を識別することができる情報であるため、第 2 号に該当するものと認められる。

文書区分 （「担当 課」等）	欄 （項目名 等）	不開示が妥当で あると判断する 部分	不開示が妥当であると判断する理由 （条例第 10 条各号該当性）
ペー ジ 目)	処理事項 (方針)	2 行目及び 3 行 目	「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識，処理方針等に関する記述は，公にすることにより，今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え，若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため，第 5 号に該当するものと認められる。また，公にすることにより，交渉事務の当事者としての地位を不当に害するおそれや相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，第 6 号に該当するものと認められる。
工 務 課 （ 港 湾 建 設 係 ）（ 9 ペー ジ 目）	問題点 処理事項 (方針)	1 行目から 6 行 目まで 1 行目から 6 行 目まで	「問題点」欄の特定の法人に関する記述は，当該法人に関する情報であって，公にすることにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため，第 3 号に該当するものと認められる。 「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識，処理方針等に関する記述は，公にすることにより，今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え，若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため，第 5 号に該当するものと認められる。
工 務 課 （ 港 湾 建 設 係 ）（ 10 ペー ジ 目）	問題点 処理事項 (方針)	上から 1 欄目 1 行目から 3 行目 まで並びに上か ら 2 欄目 1 行 目， 3 行目及び 4 行目 上から 1 欄目 1 行目から 3 行目 まで並びに上か ら 2 欄目 1 行目 及び 2 行目	「問題点」欄の個人に関する記述は，特定の個人を識別することができる情報であるため，第 2 号に該当するものと認められる。 「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識，処理方針等に関する記述は，公にすることにより，今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え，若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため，第 5 号に該当するものと認められる。また，公にすることにより，交渉事務の当事者としての地位を不当に害するおそれや相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，第 6 号に該

文書区分 （「担当 課」等）	欄 （項目名 等）	不開示が妥当で あると判断する 部分	不開示が妥当であると判断する理由 （条例第 10 条各号該当性）
			当するものと認められる。
工務課 （港湾建 設係）（12 ページ 目）	問題点 処理事項 （方針）	1 行目 1 行目から 4 行 目まで	「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識，処理方針等に関する記述は，公にすることにより，今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え，若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため，第 5 号に該当するものと認められる。 「処理事項（方針）」欄の特定の法人に関する記述は，当該法人に関する情報であって，公にすることにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため，第 3 号に該当するものと認められる。
工務課 （港湾建 設係）（13 ページ 目）	経緯 問題点 処理事項 （方針）	上から 1 欄目 2 行目 9 文字目か ら 12 文字目まで 及び 4 行目 4 文 字目から 6 文字 目まで 上から 1 欄目 2 行目， 6 行目 9 文字目から 14 文 字目まで， 8 行 目及び 9 行目並 びに上から 2 欄 目 1 行目及び 2 行目 上から 1 欄目 1 行目， 7 行目及 び 8 行目並びに 上から 2 欄目 1 行目及び 2 行目	「経緯」，「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の個人に関する記述は，特定の個人を識別することができる情報であるため，第 2 号に該当するものと認められる。 「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の特定の法人に関する記述は，当該法人に関する情報であって，公にすることにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため，第 3 号に該当するものと認められる。また，課題認識，処理方針等に関する記述は，公にすることにより，今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え，若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため，第 5 号に該当するものと認められるとともに，公にすることにより，交渉事務の当事者としての地位を不当に害するおそれや相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，第 6 号に該当するものと認められる。
工務課 （港湾建 設係）（14 ページ 目）	事項 要望事項 処理事項	1 行目 1 行目から 3 行 目まで 1 行目	「事項」欄の特定の法人に関する記述は，当該法人に関する情報であって，公にすることにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため，第 3 号に該当するものと認められる。 「要望事項」欄の課題認識に関する記述は，

文書区分 （「担当 課」等）	欄 （項目名 等）	不開示が妥当で あると判断する 部分	不開示が妥当であると判断する理由 （条例第 10 条各号該当性）
	(方針)		<p>公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。</p> <p>「要望事項」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、公にすることにより、交渉事務の当事者としての地位を不当に害するおそれや相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第 6 号に該当するものと認められる。</p>
工務課 （港湾建設係）（15 ページ 目）	問題点 処理事項 （方針）	1 行目、2 行目 及び 4 行目 1 行目から 4 行 目まで	<p>「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。また、公にすることにより、交渉事務の当事者としての地位を不当に害するおそれや相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第 6 号に該当するものと認められる。</p>
工務課 （港湾建設係）（16 ページ 目）	問題点 処理事項 （方針）	上から 1 欄目 1 行目、2 行目、4 行目、5 行目、8 行目及び 9 行目、 上から 2 欄目 1 行目から 3 行目 まで並びに上か ら 3 欄目 2 行目 及び 3 行目 上から 1 欄目 1 行目から 4 行目 まで及び 7 行目 並びに上から 3 欄目 1 行目及び 2 行目	<p>「問題点」欄の特定の法人に関する記述は、当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、第 3 号に該当するものと認められる。</p> <p>「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。</p>

文書区分 （「担当 課」等）	欄 （項目名 等）	不開示が妥当で あると判断する 部分	不開示が妥当であると判断する理由 （条例第 10 条各号該当性）
工務課 （港湾建 設係）（17 ページ 目）	問題点	1 行目から 6 行 目まで	「問題点」欄の個人に関する記述は、特定の個人を識別することができる情報であるため、第 2 号に該当するものと認められる。また、課題認識等に関する記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。
工務課 （港湾建 設係）（18 ページ 目）	経緯 問題点 処理事項 （方針）	1 行目 3 文字目 及び 4 文字目 1 行目 1 行目	「経緯」欄の個人に関する記述は、特定の個人を識別することができる情報であるため、第 2 号に該当するものと認められる。 「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。また、公にすることにより、交渉事務の当事者としての地位を不当に害するおそれや相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第 6 号に該当するものと認められる。
仁賀ダム 建設事業 所（1 ペ ージ目）	経緯 問題点 処理事項 （方針）	上から 2 欄目 5 行目及び 6 行目 上から 1 欄目 1 行目から 12 行目 まで及び上から 2 欄目 1 行目か ら 11 行目まで 上から 1 欄目 9 行目から 13 行目 まで及び上から 2 欄目 1 行目	「経緯」及び「問題点」欄の個人に関する記述は、特定の個人を識別することができる情報であるため、第 2 号に該当するものと認められる。 「問題点」及び「処理事項（方針）」欄の課題認識、処理方針等に関する記述は、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、第 5 号に該当するものと認められる。また、公にすることにより、交渉事務の当事者としての地位を不当に害するおそれや相手方との信頼関係を損なうなど今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第 6 号に該

文書区分 （「担当 課」等）	欄 （項目名 等）	不開示が妥当で あると判断する 部分	不開示が妥当であると判断する理由 （条例第 10 条各号該当性）
			当するものと認められる。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 20. 6. 6	・ 諮問を受けた。
平成 30. 10. 12	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
平成 30. 10. 26	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
平成 30. 10. 30	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 2. 6. 19 (令和 2 年度第 2 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 3. 2. 19 (令和 2 年度第 10 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 3. 3. 23 (令和 2 年度第 11 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授